

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ぴっころきっず北区役所園	
運営法人名称	株式会社プライムツーワン	
福祉サービスの種別	小規模保育事業A型	
代表者氏名	施設長 武内 理絵	
定員（利用人数）	14 名	
事業所所在地	〒 530-0025 大阪府大阪市北区扇町2-1-27 北区役所1階	
電話番号	06 － 6809 － 1228	
FAX番号	06 － 6809 － 1228	
ホームページアドレス	https://pikkoro.jp/	
電子メールアドレス	info@prime21h.co.jp	
事業開始年月日	平成30年4月1日	
職員・従業員数※	正規 4 名	非正規 2 名
専門職員※	保育士：5名（常勤4名、非常勤1名）	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 乳児室（0歳児室）、保育室（1歳児室、2歳児室）、調乳室、幼児用トイレ、乳幼児用沐浴設備、事務室、医務室、職員用トイレ	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

- ・子ども達の健やかな成長、心身の発達を保障する保育の創造
- ・働く保護者の就労をサポートし安心して働き続けられる保育所
- ・保護者、保育士、弊社、相互の信頼関係に基づく環境作り

【保育方針】

- ・健やかな心身の発達保障する
- ・一人一人の個性を尊重し主体性、創造性を育む
- ・友達との関わりの中から集団の仲間意識や思いやりの心を育む
- ・健康でたくましい丈夫な身体を育む
- ・日常の生活体験の中から、基本的生活習慣の自立や自主性を育む

【施設・事業所の特徴的な取組】

小規模という事もあり、一人ひとりに目が行き届きやすく、また子ども一人ひとりの発達段階に応じた保育を行い、無理のないペースで成長を支えています。園内はゆったりとした雰囲気、清潔面が保たれ、子どもたちが安心して過ごせる環境が整っています。

子どもの毎日の成長や出来事を保護者と共有し、話しやすい環境で気軽に悩み相談ができています、また園と家庭が協力しながら子どもの成長を支えています。園庭がありませんが、すぐ隣にある扇町公園を積極的に活用し季節の変化を感じられる多様な遊びを取り入れています。自然の中でのびのびと活動ができる事が魅力です。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社イムア
大阪府認証番号	270063
評価実施期間	令和7年10月9日～令和8年4月24日
評価決定年月日	令和8年4月24日
評価調査者（役割）	2301C006（運営管理委員） 2301C007（運営管理委員） 2301C008（専門職委員） 2301C009（運営管理・専門職委員） ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

ぴっころきっず北役所園は「株式会社プライムツーワン」が運営する認可保育園として、平成30年4月1日に開園した小規模保育園である。法人は、北海道に本社を構え、北海道エリア、東北・上信越エリア、関東エリア、関西エリアの全国各地で、保育に特化した125施設の運営を行っている。

本施設は北区役所内に立地しており、区役所内の子育て支援ルームや担当部署との連携が取りやすい環境にある。最寄り駅は地下鉄堺筋線「扇町駅」で徒歩約3分、JR大阪環状線「天満駅」からも徒歩約5分と、保護者にとって通いやすい利便性が確保されている。

施設に隣接する扇町公園は、広い芝生や遊具が整備されており、日常の戸外活動に活用されている。子どもたちは走ったり跳んだりして身体を十分に動かすほか、季節の自然に触れたり、地域の人々と挨拶を交わしたりする機会も設けている。施設生活と地域社会との関わりを自然に学べる環境となっている。

保育では、子ども一人ひとりの発達や生活リズムに応じた個別対応を重視している。主体的な遊びや生活習慣の習得を段階的に支援し、玩具や教材の配置、室内の空間構成も工夫して、子どもが安心して過ごせる環境を整えている。日常の遊びや活動では、五感を使った探索活動や製作、リズム遊び、運動遊びなどを取り入れ、子どもが興味を持つ中で達成感や満足感を味わえるようにしている。

食育にも力を入れており、献立に使う食材の説明や野菜スタンプを使った体験などを通して、子どもが食に親しみ関心を持てる取り組みを実施している。食事中は子どもの発達段階やペースに合わせ、手づかみ用食器や小さめのスプーンを用意し、自分で食べる楽しさを感じられるよう配慮している。また、座る位置や人数の調整、職員の見守りなどにより、安心して楽しく食事ができる環境づくりも行っている。

家庭との連携も丁寧に行っており、保育参加を通して、家庭と施設が一緒に子どもの成長を支える場を設けている。加えて、連絡帳や送迎時のやり取りで日々の様子や成長を共有し、保護者が安心して子育てできる体制を整えている。職員は子どもの気持ちや発達段階を尊重し、異年齢交流も大切にしながら、温かく落ち着いた雰囲気の中で保育を実践している。

◆特に評価の高い点

施設長は、分析に基づき施設として人材不足や定着率、小規模施設としての課題、施設経営上の問題などを把握している。施設長会議は2～3か月に1回程度、年4～5回のペースで開催され、理事長も参加するなどして、会社全体の情報共有の場としている。

北区役所からの要請を受け、子育て支援に関する地域イベントに継続的に参加しており、地域の親子が気軽に交流できる機会を提供している。イベントでは職員が子どもと関わりながら遊びを提案するなど、親子が楽しめる工夫が見られ、地域の子育て家庭との繋がりに寄与している。

生活リズムや健康状態を保護者と丁寧に共有し、子どもの気持ちを尊重しながら生活習慣を段階的に支援している。午睡では無理に入眠を促さず休息の時間を確保し、早く起きた子には静かに遊べる環境を整え、手洗いやうがいも絵カードやマグネットでわかりやすく伝えるなど安心して過ごせる工夫を行っている。

◆改善を求められる点

子どものプライバシー保護に関する規定やマニュアルの整備は見られず、それに基づいた職員研修も実施されていないため、今後は、規定やマニュアルを整備するとともに職員へ周知し、研修などを通じて理解を深める取り組みが望まれる。

乳児保育マニュアルや新人研修資料を活用しつつ、標準的な実施方法を体系的に文書化し、職員間での共有や実施確認の仕組みを整えることで、保育内容の統一や改善が図られ、安心・安全で質の高い保育実践の確立が望まれる。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回初めて第三者評価を受け、職員の意識や日頃の保育など改めて見直すことができ、また多くの気づきをいただきました。ご指摘いただいた点については、より良い保育の質向上に向け成長の機会と受け止めております。今後も保護者の方や、子ども一人ひとりに寄り添いながら、安心して過ごせる環境づくりを大切にしていまいります。

保護者の方にはお忙しい中、第三者評価アンケートにご協力くださり心より感謝申し上げます。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		b
(コメント)	理念および基本方針は、施設が大切にしている保育の考え方や使命、目指す方向性が読み取れる内容となっている。職員に対しては保育書類の明示や施設内掲示による周知が行われ、保護者に対しては入園時に口頭で伝えられている。一方で、ホームページや各種書類において名称や記載内容に相違が見られる状況がある。理念や基本方針は施設運営の根幹となるものであるため、表記や内容の統一を図り、職員および保護者へわかりやすく周知する体制づくりと継続的な取り組みが求められる。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
(コメント)	社会福祉全体の動向や保育コスト分析、保育所利用の推移、利用率等の分析については、法人本部およびエリアマネージャーが担当して実施している。また、地域における特色や変化、経営環境上の課題については、入園相談や見学対応、利用者状況などを通じて情報収集を行っている。一方で、地域の各種福祉計画の策定動向や内容について、体系的な把握と分析は十分とはいえない状況にある。今後は、これらの把握と分析を進め、取り組みの充実が期待される。	
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		a
(コメント)	分析に基づき、施設として人材不足や定着率、小規模施設としての課題、施設経営上の問題などを把握している。施設長会議は2～3か月に1回程度、年4～5回のペースで開催され、理事長も参加している。会議はオンラインまたは対面で実施され、明らかになった経営課題について話し合いが行われている。そこで整理された内容については施設長を通じて各施設へ共有され、必要な事項を現場に共有する体制が取られている。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	中長期計画は3年を目安として策定されているが、予算は各年度ごとに整理されており、中長期的な視点での予算編成には至っていない。また、理念や基本方針に基づく目標が十分に明確化されておらず、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的内容や数値目標など、成果を示す指標の設定には至っていない状況である。さらに、職員への情報共有も十分とは言えないことから、今後の取り組みが望まれる。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	中長期計画の策定が十分とは言えない状況から、単年度計画においても具体的な事業内容が十分に示されておらず、実行可能な内容として整理されていない状況がうかがえる。また、事業計画には数値目標や具体的な成果を示す指標の設定も見られない。今後は、中長期計画を踏まえた上で実行可能な具体的内容を整理するとともに、数値目標や成果指標を設定することで、実施状況を確認できる内容として計画を整えていく取り組みが望まれる。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	事業計画の策定にあたり、職員が直接参画する形は見られないものの、日頃から聞いている意見を踏まえながら作成されている。また、事業計画の評価については法人本部内で行われているものと考えられるが、その内容がエリアマネージャーまで共有されている状況には至っていない。評価を一定の時期や手順に基づいて実施する仕組みや、結果を踏まえた計画の見直しについては十分とは言えない面があり、今後の取り組みが望まれる。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
(コメント)	事業計画について保護者等への周知内容は年間の行事予定など行事計画が中心となっており、事業計画全体の周知には至っていない状況が見られる。今後は、事業計画の主な内容について保護者へ周知するとともに、保護者が集まる機会を活用して説明を行うなどの取り組みが求められる。また、事業計画の内容をわかりやすくまとめた資料を作成するなど、保護者が理解しやすい工夫を行い、参加を促す観点からの周知や説明の充実が望まれる。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	年度当初の4月に個人目標の「総括」を作成し、その内容を職員会議で共有し、全職員で確認する機会が設けられている。また、秋頃には中間の個人面談を行い、年度末の3月には職員会議において再度内容を共有するなど、振り返りの機会を設けている。一方で、施設としての自己評価は作成されておらず、その結果を分析・検討する場も設けられていない状況である。今後は、年度末より自己チェックシートの活用が検討されており、継続的な取り組みが期待される。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
(コメント)	施設全体としての自己評価が行われていないことから、その結果を踏まえた分析や整理は見られない状況である。今後は、施設全体の自己評価を実施し、その結果から明らかになった課題について職員の参画のもと改善策や改善計画を策定する仕組みづくりが求められる。併せて、改善の実施状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行うなどの取り組みが望まれる。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設長は、自らの経営管理に関する方針や取り組み、責任について職員会議を通じて職員へ周知している。また、有事や施設長不在時における権限委任については、マニュアルや会議を通じて共有されている。一方で、職務分掌表については文書化が行われておらず、組織内での情報共有も十分とは言えない。今後は、施設長の役割や責任について、施設内の広報誌への掲載や掲示等を通じ、明確に示す取り組みが期待される。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	施設長は、利害関係者に対して適正な関係を維持するよう責任ある行動に努めている。法人本部主催の労務研修などにはオンラインで参加し、必要な内容について職員へ情報共有を行っている。また、大阪市から通知された制度変更等についても、資料を用いて職員へ周知している。一方で、環境への配慮を含む幅広い分野における研修の参加や法令の把握、職員への周知についても十分とは言えない状況がある。今後は可能な範囲で参加していく予定としており、さらなる取り組みが期待される。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は、保育の質の向上に向けて日々の保育を振り返りながら助言や指導を行い、職員研修の実施や働きやすく相談しやすい環境づくりに努め、やりがいを感じながら保育に取り組めるよう配慮している。一方で、保育の質の向上に向けた話し合いは主要な職員と2人で行われている状況であり、組織としての具体的な体制づくりには至っていない。今後は体制を整えた上で、保育の質の向上に向けた取り組みが進められることを期待する。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	経営の改善や業務の実効性の向上に向けた人事・労務・財務等の分析は主に法人本部が中心となって行っており、必要に応じて施設長へ情報が共有されているが、共有される情報も限定的となっている。一方で、業務の効率化や業務分担、残業削減に向けたシフト調整や持ち帰り業務の削減に取り組んでいるほか、保育書類についても週案以外はパソコン入力とし、空き時間を活用しながら業務を進められるよう工夫している。今後は、施設長自らが経営改善や業務の実効性向上に向けた分析を行い、組織内に同様の意識を広げていく取り組みが期待される。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
(コメント)	人材の採用活動は法人本部が主導して実施しており、主にウェブエントリーなどを通じて行われている。就職希望者の施設見学についてはエリアマネージャーと施設長が対応し、施設の様子を実際に見てもらいながら特色を伝えるとともに、質疑応答にも応じている。一方で、福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保・育成に関する方針は明確に整理されておらず、具体的な計画の策定には至っていない。今後は、基本的な考え方や方針を明確にし、計画的な人材確保と育成に取り組むことが望まれる。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	c
(コメント)	毎年昇給があり、有給休暇の取得率も高く、残業はほぼ発生していない状況が確認されている。また、職員処遇の水準や処遇改善の必要性等については、主に法人本部において評価・分析が行われている。一方で、理念や基本方針に基づいた「期待する職員像」は明確に整理されておらず、人事基準についても職員に十分周知されている状況とは言い難い。今後は「期待する職員像」を明確にしたうえで人事基準を整理し、職員が将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりが望まれる。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
(コメント)	職員の労務管理に関する責任者は施設長とされており、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータ管理などを一括して行っている。また、職員採用時にはエリアマネージャーが名刺を渡し、必要に応じて連絡できる体制を伝えるとともに、法人本部の相談窓口も設置している。一方で、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画は策定されておらず、改善策として十分に反映されている状況には至っていない。今後は、福祉人材の確保・定着の観点から、組織の魅力向上や働きやすい職場づくりを進めるとともに、職員の意向を踏まえた福利厚生の実施が期待される。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	年度当初に職員は1年間の目標を自ら設定し、年度末の会議で確認している。目標設定は本人主体で行われ、内容に応じて施設長の助言を受けながら作成されている。また、面談は希望に応じて随時実施可能であり、通常は年2～3回、施設長との個人面談が実施されている。一方で、組織として求める職員像は明確に示されておらず、目標項目や到達水準、期限等についても十分に整理された内容とはいえない面がある。今後はこれらを明確に整理し、取り組みの充実が期待される。	

II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	法人本部の研修内容やカリキュラムの評価と見直しについては、年1回エリアマネージャー会議で共有され、出された意見を踏まえて決定した内容が各施設へ伝えられている。施設内研修については、年度末に施設長が内容を見直し、担当職員も毎年変更している。また、嘔吐や誤飲への対応については必ず実施するよう取り決めており、職員同士のペアや研修内容については一任している。一方で、期待する職員像は基本方針や計画の中で明確に示されておらず、今後は教育・研修計画に基づく実施と、その評価や見直しを行う取り組みが求められる。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	外部研修については、施設に届いた案内を回覧して周知し、職員の希望に応じてシフトを調整するなど、研修や講座に参加できるよう配慮している。テーマの選択は本人の希望を基本としているが、必要に応じて施設長が助言や提案を行っている。また、職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況等については施設および法人本部の双方で把握している。研修は希望があれば正規職員だけでなく非正規職員も参加できる体制となっている。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
(コメント)	実習生の受け入れについては、これまで受け入れ実績は見られない状況である。また、実習生の研修や育成に関する基本姿勢の明文化や受け入れマニュアルの整備、専門職種の特性に配慮した実習プログラムの策定、指導者に対する研修なども実施されていない。今後は、実習生の受け入れが行われる場合に備え、施設としての基本的な考え方を整理するとともに、受け入れ体制の整備を進めていく取り組みが望まれる。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
(コメント)	苦情への対応体制や苦情内容についてはホームページで公表している。一方で、事業計画や事業報告、予算、決算などの情報はホームページ上で公開されておらず、地域へ向けた情報発信の充実が課題となっている。また、理念や基本方針についても整理し、より広く周知していく取り組みが求められる。今後は第三者評価の受審結果や指摘事項を踏まえ、改善状況を含めた適切な情報公開に取り組むことが望まれる。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	施設における事務、経理、取引等に関するルールは、規程や業務手順として整備され、職員へ周知している。現金や運営費に関するデータは月初に法人本部へ提出し、部長が確認のうえ押印する体制となっている。また、提出されたデータは経理担当者が分析を行っている。2,000円以上の購入については稟議書を法人本部へ提出し、必要に応じてエリアマネージャーが確認し判断している。補助金の内容や入金状況も随時確認し、適切な財務管理に努めている。一方で、権限や責任の所在を示す職務分掌の共有や内部監査の実施には至っておらず、今後の取り組みが期待される。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	c
(コメント)	施設に届く社会資源や地域に関する情報は保護者へ提供しており、近隣の子育て支援事業所と連携して得た情報についても積極的に共有している。また、保護者から相談や要望があった際には、施設が間に入り、北区役所の担当窓口や子育て支援事業所へ繋ぐなどの対応を行っている。一方で、地域との関わり方に関する基本的な考え方の文書化は見られず、地域行事への参加や活動も多くは見られない状況である。今後は、地域の人々と子どもとの交流の機会を設けるなど、地域との関わりを深める取り組みが望まれる。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	ボランティアの受け入れは現在行われておらず、受け入れに関する基本姿勢の明文化や地域の学校教育等への協力に関する考え方の整理、ボランティア受け入れマニュアルの整備などは見られない状況である。また、ボランティアが子どもと交流する際に必要な研修や支援の実施、学校教育への協力などの取り組みについては確認できていない。今後は、ボランティアの受け入れが可能となるような基本的な考え方を整理し、受け入れ体制を整備していく取り組みが望まれる。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	消防署、警察署、病院、発達や子育てに関する支援センター、嘱託医などの所在地および電話番号は一覧として整理されており、職員が速やかに確認できるよう事務所の電話付近に掲示されている。また、子育て支援事業所と日頃から連携を図り、気になる事項がある場合には来所を依頼するなど、協力体制を整えている。一方で、関係機関や団体との定期的な連絡会は実施されておらず、地域の課題解決に向けた協働の取り組みには至っていない。今後は、保護者への継続的な支援も含め、地域におけるネットワークづくりを進めるなどの取り組みが期待される。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
(コメント)	法人本部および施設において、地域の福祉ニーズを把握するための具体的な取り組みについては確認できていない。今後は、地域の各種会合への参加や地域住民との交流、相談事業などを通して地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めることが求められる。また、施設のもつ機能を地域へ還元するとともに、関係機関や団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な情報交換の機会を設けるなど、地域における具体的なニーズの把握に繋がる取り組みが望まれる。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	地域の福祉ニーズの把握は十分に行われておらず、地域貢献に関わる事業や活動についても、多様な機関や地域住民と連携した地域コミュニティの活性化やまちづくりへの貢献などの取り組みは確認できていない。今後は、施設が有する福祉サービス提供ノウハウや専門的な情報を地域へ還元する取り組みを進めることが求められる。また、地域の防災対策や被災時に支援を必要とする人々への備えなど、住民の安全と安心に繋がる幅広い取り組みが望まれる。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	職員は子ども一人ひとりを尊重し、差別や不平等が生じないよう配慮した関わりを大切にしている。性差による固定的な対応を避けるため、色分けなどは行わず、遊びも子どもの意思を尊重して自由に選べるようにしている。一方で、子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や「倫理規程」は整備されておらず、保護者への方針の周知も十分とは言えない状況である。今後は倫理規定等を整備し、子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心についてその方針を示すとともに、保護者の理解を図る取り組みが求められる。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	c
(コメント)	着脱の場面では、仕切りやカーテンを使用し、人目に触れにくい環境を整えるなど、必要以上に身体が露出しないよう配慮している。保護者に対しては入園時に説明を行い、行事等における写真やSNSへの掲載については、全保護者から同意書を得たうえで対応している。一方で、子どものプライバシー保護に関する規定やマニュアルの整備は見られず、それに基づいた職員研修も実施されていない。今後は、規定やマニュアルを整備するとともに、職員への周知や研修などを通じて理解を深める取り組みが望まれる。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	北区役所の一角にリーフレットを常設してもらい、利用希望者が手に取れるようにしている。施設見学は希望に応じて随時受け入れており、施設長が説明や質疑応答を行うなど丁寧な案内に努めている。また、利用希望者へ配布するリーフレットについては、内容に変更があった際に施設長が見直しを行い、常に最新の情報となるよう配慮している。今後は、リーフレットに理念や基本方針を明示し、写真や図を使用するなど、わかりやすく広域的に周知されるよう期待する。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	入園決定後は入園日までの間に希望日を確認し、個別に説明会と面談を実施している。外国籍の保護者など配慮が必要な場合には、翻訳機を使用するなど丁寧な対応に努めている。保育内容の変更時には、重要事項説明書の変更箇所にマーカーを引いて明示し、同意書を再取得するなど適切に対応している。一方で、特に配慮が必要な保護者への対応は実施されているものの、明確なルールとして整理されておらず、統一的な運用には至っていない。今後は、一定の手順に基づいた説明や運用の実施が期待される。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	c
(コメント)	退園や転園の際には、希望があれば保育の記録等の情報提供を行う意思を示しているが、これまでに実施は見られない状況である。利用終了時には、子どもや保護者に対して口頭説明を行っているが、その内容を示した文書の作成や配布は行われていない。今後は、利用終了後も子どもや保護者が相談できる体制を整えるとともに、担当者や相談窓口をわかりやすく記載した文書を作成し、周知する取り組みが望まれる。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	子どもの遊びや生活面で、気になる点がある場合には職員間で話し合いを行い、一人ひとりの子どもが満足感を得られる保育環境の整備を心がけている。また、保護者との個人懇談は6月と2月の年2回実施している。一方で、アンケートなど利用者満足に関する調査は定期的に行われておらず、結果を分析・検討する体制や改善へ繋げる仕組みも整っていない。今後は利用者満足度調査を定期的に実施し、その結果を保育の改善に生かす取り組みが期待される。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決の体制を整備しており、苦情を受け付けた際には苦情受付ファイルに記録を保管し、保護者へ必ずフィードバックを行っている。施設で受け付けた苦情は3月末に取りまとめ、苦情の有無をエリアマネージャーへ報告した上で、ホームページ上において年1回、5月頃に更新する仕組みとなっている。一方で、苦情記入カードの配布やアンケートの実施などは行われておらず、寄せられた意見を保育の質の向上に生かす具体的な取り組みには至っていない。今後は、保護者が意見を伝えやすい工夫と、その内容を改善に繋げる取り組みが求められる。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	保護者から相談の希望があった場合には、事務所のスペースを利用するなど、落ち着いて話ができる環境に配慮している。相談や意見を伝える際には、複数の方法や相手を選択できる体制となっているが、その内容は主に口頭で伝えられており、わかりやすく示した文書の整備は行われていない。今後は、相談方法や相談先を文書として整理し、配布や掲示を行うなど、保護者が相談や意見を伝えやすい環境づくりに取り組むことが期待される。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	個別懇談や連絡帳、日々の送迎時のやり取りなどを通して、保護者が悩みや要望、意見を伝えやすい雰囲気づくりに努めている。一方で、相談や意見への対応に関するマニュアルの整備やアンケートの実施、意見箱の設置などは確認できていない。今後は、保護者が悩みや意見をより伝えやすい環境づくりを進めるとともに、寄せられた意見を整理・共有し、保育の質の向上に繋げていく取り組みが期待される。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	リスクマネージャーを施設長として、職員に対して安全確保や事故防止に関する研修を実施している。また、月に1回、施設内の安全確認を点検チェックリストを用いて行っている。ヒヤリハット事例や社会的な事故・事件についても、法人本部や施設長、大阪市などから情報を収集し、職員会議での共有や検討、会議録への記録を行うなど、子どもが安全に過ごせる環境づくりに努めている。今後は委員会の設置などを通して、子どもの安全確保に向けた継続的な取り組みが期待される。	

Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症マニュアルを整備し、事務所内ですぐに確認ができる場所に常設している。年度末に内容の見直しを行い、年度初めに職員へ共有している。また、マニュアルは職員に一読するよう伝え、確認後はサインをもらうなど周知の徹底に努めている。感染症が発生した際には玄関掲示を行い、保護者へは送迎時に口頭でも伝えている。さらに、感染症予防や安全確保に関する勉強会を実施し、欠席者には後日実施するなど全員が学習できるよう配慮している。さらに園だよりに記載し、大阪市の感染症情報を掲示するなど、最新情報の提供に努めている。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	BCP（事業継続計画）は法人本部が主体となり作成している。子どもや保護者、職員の安否確認方法については、災害用伝言ダイヤルやメール、電話などを用いて確認することとしており、職員へも周知している。備蓄品は調乳室に保管し、施設長が管理している。一方で、備蓄リストの作成には至っておらず、他施設や関係団体と連携した訓練も実施されていない。今後は備蓄リストの作成や防災計画の整備を行い、関係機関と連携した訓練の実施など幅広い取り組みが期待される。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
(コメント)	子どもの発達段階や興味・関心、得意・不得意を踏まえ、同じ活動でも関わり方や援助を変えるなど、一人ひとりに配慮した保育が行われている。遊びの進め方も子どもの発想を尊重し、体調や天候、集団の状況に応じて柔軟に調整している。一方で「乳児保育マニュアル」は作成されているものの内容は十分とはいえ、今後は研修資料等も含め標準的な実施方法を体系的に文書化し、実施状況を確認する仕組みの整備が望まれる。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	保育の標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みは十分に整備されていない状況である。今後は、まず標準的な実施方法を体系的に文書化することが望まれる。あわせて、検証・見直しの時期や方法を組織として定め、定期的を実施するとともに、職員や保護者等の意見を反映できる仕組みの構築が望まれる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	クラス担任が指導計画を作成し、施設長の承認を得たうえで職員間に共有している。日々の観察や記録を通して子どもの発達段階を把握するとともに、会議や日常の話し合いの中で子どもの姿やエピソードを共有し、保育の改善に繋げている。一方で、保護者の意向については必要に応じて聞き取りを行っているものの、個別の指導計画等への明示には至っていない。今後は、関係職員の合議や保護者の意向把握と同意を含めた計画作成の手順を整備することが求められる。	

Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	指導計画の見直しは各担任が行い、施設長に報告したうえで全職員が参加する保育会議で共有している。一方で、保護者の意向把握や同意を得るための手順など、組織的な仕組みを定めての実施には至っていない。また、個別の指導計画等に子どもや保護者のニーズが明示されていないため、ニーズへの対応状況や達成度の確認が十分に行えない状況である。今後は、把握したニーズを計画に明示し、それにもとづいた評価・見直しが行われることが期待される。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子どもの発達状況や生活状況は児童票等に記録され、保育の実施状況が適切に把握できるよう整理されている。記録にあたっては5領域を重視し、記録内容や書き方に差異が生じないよう施設長が職員へ助言や指導を行っている。これらの記録は職員間で共有され、子ども一人ひとりの状況理解や保育内容の検討に生かされている。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	子どもの個人情報は鍵付きロッカーや事務所で保管され、記録管理の責任者は施設長が担っている。写真や動画の取り扱いについては保護者と同意書を交わすとともに、職員にもSNS等への掲載を行わないよう誓約書を取り交わすなど、個人情報の適切な管理に努めている。一方、個人情報保護規程には記録の保存や廃棄、情報漏えい等への対策や対応方法までの規定には至っていない。今後は規程内容の整備とともに、職員への周知と理解を深める取り組みが求められる。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A－1－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
（コメント）	全体的な計画は施設長が作成し、職員の意見を踏まえて策定されている。また、毎年度末には見直しを行い、保育内容の改善に生かしている。園庭がない環境を踏まえ、室内遊びの充実や公共の公園を活用した戸外活動を取り入れるなど、子どもの運動機能の発達にも配慮した計画となっている。一方で、ホームページや各種書類において理念や基本方針の記載内容に相違が見られることから、計画の根拠となる内容の整理が十分とはいえない状況がある。今後は、理念や基本方針の整合性を図り、それらに基づいた全体的な計画が作成されることが求められる。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－1－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	室内の温湿度は、空気清浄機や加湿器の活用や換気の実施により、適切な状態に保たれている。また、環境整備点検チェック表を用いて毎月危険箇所の確認を行い、事故防止に努めている。さらに、危険箇所に気付いた場合には速やかに使用中止や修繕を行うなど、安全で快適に過ごせる環境整備が図られている。	
A－1－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	職員は子どもに寄り添い、その気持ちを受け止めるとともに、言葉に表せない思いも汲み取り代弁するなど、安心して自己表現ができる関係づくりに努めている。日常の活動を通して、遊びや生活場面での様子を身体的、発達、言語、認知、社会性、情緒面など多面的に観察・記録し、子どもの発達や個性の把握に努めている。さらに、年齢ごとの発達の目安を参考に職員や保護者と情報を共有し、会議等で特性や状況を確認することにより、より適切な支援に生かしている。	
A－1－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	生活リズムや健康状態は連絡帳や送迎時のやり取りを通して保護者と共有し、子どもの気持ちを尊重しながら基本的な生活習慣の習得を段階的に支援している。午睡では無理に入眠を促さず身体を休める時間として配慮し、早く起床した子には静かに過ごせる遊びを用意するなど環境を整えている。また、手洗いやうがいの大切さについて絵カードやマグネットを用いて伝えるなど、子どもが理解しやすいよう工夫している。	
A－1－（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
（コメント）	子どもが主体的に活動できるよう、玩具や教材は誤飲や事故防止に配慮したうえで手の届く位置に配置し、自分で選んで遊べる環境を整えている。また、子どもの動きに合わせた空間分けを行い、活動や気持ちを切り替えながら主体的に過ごせるよう工夫している。散歩では地域の人とあいさつを交わす機会を設けるほか、交通安全週間には信号の確認や歩道の横断、郵便ポストへの投函などを体験する機会を設けている。	

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	玩具は安全なものを選び、子ども自身が手に取り遊べるよう環境を整えている。食事では一口の大きさや飲み込みを確認し、個々のペースに応じて対応することで誤飲・誤嚥を防ぎ、必ず顔が見える職員配置としている。 睡眠時には、信頼関係のある職員が寄り添い、快適な室温調整や仰向け寝の徹底、室内採光による顔色の確認を行いながら、5分おきに体に触れて安全を確認している。また、連絡帳や送迎時のやり取りを通して家庭と日常の様子や子どもの興味・関心、できることの変化等を丁寧に共有し、施設と家庭で子どもの成長を支え合えるよう努めている。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもの「やりたい」という思いを尊重し、安心して気持ちを表現できるよう関わっている。友だちとの関わりの中でさまざまな感情を経験できるよう見守り、その気持ちを丁寧に汲み取りながら一人ひとりに寄り添った対応を行っている。また、生活面での自立については家庭の状況に配慮し、連絡帳や送迎時のやり取りを通して情報共有を行い、子どもの成長に合わせて無理のない進め方で支援している。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント)	0～2歳児を対象とする保育所のため非該当	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	現在、障がいのある子どもの在籍はないが、配慮が必要な子どもに対しては一人ひとりの特性に応じた関わりを行っている。日々の生活の流れを大切にし、活動の変更がある場合には事前に伝えるなど不安や混乱を防ぐよう配慮し、子どもに寄り添った対応を心がけている。また、職員は外部研修等に参加し、障がいのある子どもの保育に関する知識や理解を深めるよう努めている。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	長時間保育においては、子どもの生活リズムに配慮し、午睡や休息の時間を確保するとともに、体調や気分に応じて活動内容を調整している。また、疲れや不安が生じないよう言葉がけや関わりを工夫している。異年齢児の関わりにおいては生活リズムや活動量の違いに留意し、長時間でも落ち着いて過ごせる環境づくりに努めている。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	0～2歳児を対象とする保育所のため非該当	

1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	子どもの健康状態や既往症、予防接種の状況は連絡帳や送迎時のやり取りを通して保護者から情報を得るとともに、「けんこうのしろく」を活用して把握している。これらの情報は朝の申し送りや引き継ぎ時に職員間で共有し、引継ぎ表や日誌、児童票等に記録している。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）については職員会議で周知するとともに、保護者へ仰向け寝を依頼しポスター掲示などで啓発を行っている。	

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		a
(コメント)	健康診断や歯科健診の結果は「健康診断記録表」や「歯・口腔健診票」に記録し、「けんこうのきろく」への記入や口頭で保護者に伝えている。受診が必要な場合は受診を勧め、施設での様子を伝えながら個別相談にも応じている。また、手洗い・うがいの習慣づけや咳エチケット、鼻水の処理などを日常の保育の中で丁寧に伝え、虫歯予防週間にはパネルシアターを用いて歯磨きの大切さを知らせている。	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		a
(コメント)	現在、アレルギー疾患のある子どもの在籍はないが、該当する場合には医師の指示に基づき除去食や代替食を提供する体制を整えている。誤食防止のため専用のトレーや食器、ネームプレートの使用や色分け、複数職員による確認を行い、食後も体調の変化がないか確認している。また、保護者には入園時に飲食物の持ち込みを控えることや登園前の衛生面への配慮を伝え、理解と協力を得るよう努めている。	

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
(コメント)	子ども一人ひとりの発達や食事のペースに配慮し、無理のない関わりを大切にしている。自分で食べたい気持ちを受け止め、手づかみ用の皿を用意するなど主体的に食べる意欲を育てている。また、座る位置や人数を調整し職員が側で見守るなど、落ち着いた雰囲気の中で安心して食事ができる環境を整えている。さらに、献立の食材をボードに貼ったり野菜スタンプを取り入れたりするなど、食材に触れる食育活動にも取り組んでいる。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		b
(コメント)	給食は連携施設から搬入されており、子どもの喫食状況については給食会議で共有し、量や刻み方の調整などに反映している。献立は2パターンを交互に繰り返す構成としており、食べ慣れる工夫が見られるとともに、食材のやわらかさや大きさ、色や形に配慮するなど、食べやすさや意欲の向上に向けた工夫が行われている。一方で、調理員や栄養士が子どもの食事の様子を直接確認する機会は設けられておらず、今後は子どもの声を聞き、直に様子見て把握する機会を設けることが求められる。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
(コメント)	保育参加を年2回実施し、家庭と施設がともに子どもの育ちを支える機会を設けている。また、作品を持ち帰る機会を設けることで、施設での活動や成長の様子を家庭でも実感できるようにしている。さらに、家庭の状況や保護者との情報交換の内容は児童票に記録し、職員間で共有しながら子どもの生活の充実に努めている。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
(コメント)	保護者との信頼関係を大切にし、送迎時のやり取りなどを通して日々の情報共有に努めている。健康や発達に関する相談については、必要に応じて専門機関と連携するとともに、保育士間で情報を共有しながら支援を行っている。また、保護者の仕事が休みの日に子どもを預ける場合についても、状況に応じて相談のうえ対応するなど、安心して子育てができるよう配慮している。	

	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	(コメント) 登降園時のやり取りや連絡帳、保育中の観察を通して子どもや家庭の状況把握に努め、変化が見られた場合には保護者へ声をかけて話を聞くようにしている。また、必要に応じてエリアマネージャーと情報共有し、専門機関への相談や支援に繋げる体制を整えている。虐待の疑いがある場合の報告手順も定めているが「児童虐待についての対応マニュアル」に基づく職員研修の実施が求められる。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
	(コメント) 職員の自己評価は年2回実施しており、職員分は施設長が、施設長の分はエリアマネージャーが確認する体制となっている。結果については年度末に施設長から会議で共有され、子どもの姿や気持ち、発達段階を踏まえた保育実践の振り返りに生かしている。一方で、保育士等の自己評価を施設全体の保育実践の自己評価へ繋げるまでには至っておらず、今後は組織的な評価に繋げていくことが求められる。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	(コメント) 会議や話し合いの場で、問題が起こりそうな場面や問題行動が見られる子どもへの対応について職員間で共有し、適切な関わりができるよう努めている。また、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応について」のマニュアルを整備し、全職員に周知している。一方で「就業規則」等の規定に体罰等の禁止を明記するまでには至っておらず、今後は規程への明文化が求められる。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	ぴっころきっず北区役所園 在園児の保護者
調査対象者数	10人（世帯） 有効回答数 4人
調査方法	アンケート調査（無記名方式）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

アンケート調査の回収率は40%だった。
20項目中17項目が「はい」「いいえ」などの選択項目、3項目が自由記述。

17項目中
8項目が100%の肯定評価
8項目が90%の肯定評価をしている。
全体的に見て良好な結果と言える。

《自由記述》では、
「園児ひとりひとりをしっかり見てくれていると思う。そのため家でもどうしたらいいかなどアドバイスもして下さる。」
「少人数であり保育士の人数も充実しており手厚い。」
という肯定的な意見が寄せられた。
また、
「小規模で、先生が目が行き届いている印象。保護者と先生との距離が近く、園での様子を細かく教えて頂けます。施設は狭く、子どもがのびのび過ごせているのかは心配です。」
といった、概ね肯定的に受け止められているが、一部には懸念を示す意見も確認された。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等